

資料 2

## 令和8年度盛岡広域滞在型関係人口創出事業企画運営等業務

### 業務仕様書

令和8年2月  
盛岡広域振興局

## 令和8年度盛岡広域滞在型関係人口創出事業企画運営等業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度盛岡広域滞在型関係人口創出事業企画運営等業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 本業務の概要

#### (1) 趣旨

全国的に関係人口を重視する流れを踏まえ、地域の特徴を活かした「滞在型関係人口」の創出を推進し、盛岡広域振興局管内市町（以下「管内市町」という。）への将来の移住をはじめ、二地域居住、サテライトオフィス誘致等につなげるもの。

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

#### (3) 委託料の上限額

2,465千円（税込）

※ 本委託事業は、令和8年度当初予算案が成立することを前提に進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となること。よって、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続を変更又は中止することがあること。

### 2 業務の仕様に関する事項

#### (1) 業務概要

管内市町のお試し住居などを拠点として、地域の特徴を活かした就業体験、ワーケーションやテレワーク、さらには地域課題解決の活動等（以下、「滞在コンテンツ」という。）の端緒となる地域での滞在をコーディネートする。

##### ア 内容

- ① 参加者の募集
- ② 滞在のコーディネート（参加者の希望聴取、受入調整・マッチング及び来訪・滞在に係る調整等）
- ③ 相談窓口の設置及び運営
- ④ 参加者及び滞在コンテンツの運営主体へのアンケート実施
- ⑤ 参加者に対する終了後のフォローアップ
- ⑥ 業務報告

イ 滞在受入時期 令和8年4月～令和9年2月（予定）

ウ 滞在日数 参加者1人当たり1泊2日以上

エ 参加人数 15人

オ 対象（ターゲット）

県外在住者で

- ① 地方暮らしに関心のある人
- ② 管内出身者やゆかりがある人
- ③ 管内市町とつながりがある企業

#### (2) 滞在コンテンツ

就業体験メニューや宿泊可能施設等について、次の例を参考に提案すること。

##### 【就業体験メニューの例】

- ① 特定地域づくり事業協同組合での複業体験
- ② 農業、酪農、林業体験
- ③ 食関連産業体験

- ④ 商工会事業者等での就業体験
- ⑤ コワーキングスペースでのテレワーク
- ⑥ ワークーション
- ⑦ 地域課題解決活動

【宿泊可能施設】

お試し居住施設、民宿、ホテル、ワーケーション施設等

【その他】

地域との交流機会等

(3) 参加者の募集

- ア 地方に移住したい人と地域を結ぶ移住サイトを活用し、参加者の募集を行うこと。
- イ 募集に当たって、参加者及び滞在コンテンツを運営する受入事業者に対して本事業の趣旨を説明すること。
- ウ その他、参加者の応募を増やすための取組を提案し、実施すること。

(4) 滞在のコーディネート（参加者の希望聴取、受入調整・マッチング及び来訪・滞在に係る調整等）

- ア 参加者の希望に応じて、管内市町の就業体験及びお試し住居を始めとする宿泊可能施設等の滞在コンテンツをコーディネートすること。
- イ 参加者一人一人について希望聴取の上、受入調整及びマッチングを行うこと。受入可否については、その都度、県と協議し、決定すること。
- ウ コーディネートの体制を示すとともに、具体的なコーディネート手法を提案すること。
- エ 滞在期間中のスケジュール表を作成し、参加者、受入先及び県と共有すること。
- オ 受託者は、参加者の来訪及び滞在に係る旅行について、必要に応じて旅行業者を手配すること。
- カ 受託者は、旅行業者が手配した旅行について、交通費及び傷害保険料相当額として一人当たり30,000円を上限に当該旅行業者に支払う（受託者に旅行業者が含まれる場合は、手配した旅行のうち、交通費及び傷害保険料相当額（一人当たり30,000円を上限とする）を除いた経費を参加者に請求する）こと。

なお、これによりがたい場合は、参加者の交通費及び傷害保険料に相当する額（一人当たり30,000円を上限とする）を負担する方法を提案することも可とする。ただし、受託者が参加者に現金等を直接支払う方法を除く。

(5) 相談窓口の設置及び運営

- ア 受託者は、募集から滞在中のフォロー及び相談対応に当たる対応窓口を設置すること。
- イ 相談対応の体制を示すとともに、具体的な相談対応手法を提案すること。
- ウ 対応窓口の設置等について参加者に適切に周知すること。
- エ 受託者は、参加者が滞在している期間、事前の打合せや滞在コンテンツ体験等のフォロー、トラブル発生時の対応等、参加者が円滑に体験を実施できるようフォローアップすること。
- オ 業務責任者は統括的に全体状況を把握し、県と常時連絡が可能な連絡体制及び通信手段を確保すること。
- カ 企画実施に関する全てについて、事故やトラブル等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県に報告すること。

(6) 参加者及び滞在コンテンツの運営主体へのアンケート実施

- ア 参加者に対し、本事業に対する感想・意見（参加後の移住・二地域居住等に関する意向、良かった点及び改善点などを含む）に関するアンケートを実施し集計・分析すること。
- イ 滞在コンテンツの運営主体から本事業に対する感想・意見に関するアンケートを実施し集計・分析すること。
- ウ アンケートで把握すべきと考えられる項目について、上記を参考に提案すること。

- エ なお、アンケート内容については県、受託者協議のうえ、決定すること。
- (7) 参加者に対する終了後のフォローアップ  
ア アンケートで把握した参加者のニーズを踏まえ、滞在地域等に関する情報を参加者へ提供すること。
- (8) 業務報告  
ア 受託者は本業務の実施結果について、報告書を作成し、県に提出すること。  
イ 報告書には、実施状況が分かる資料（実績、写真、成果品等）を添付のこと。
- (9) その他  
ア 本業務の実施にあたっては、県と緊密な連絡を取りその指示に従うとともに、県からの企画等に関する相談、協議に真摯に応じること。  
イ 事業の実施状況をWeb、SNS等を活用して情報発信すること。  
ウ 業務内容については、県、受託者協議の上、変更する場合があること。  
エ その他、事業効果を最大化するためターゲット層に広く広報できるような媒体・手法を提案し、適切なプロモーションを実施する等、関係人口の創出に関する取組について自由に提案して良いこと。

### 3 契約に関する条件

- (1) 再委託等の制限  
ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。  
ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。  
イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。  
ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進ちょく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。  
また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。  
エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。
- (2) 契約の変更  
仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。
- (3) 権利の帰属等  
本業務により制作された著作物に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。
- (4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求  
ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。  
イ 県は、上記3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。  
ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。
- (5) 機密の保持  
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開

示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) **個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(7) **その他**

仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者で協議の上、定めることができる。